宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域(案)について

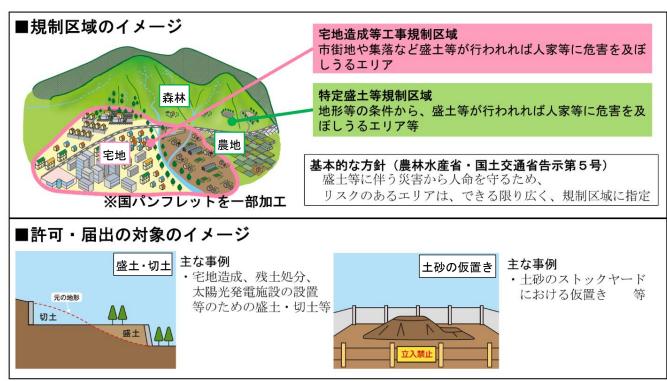
1 要旨

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことを受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するために、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」 (通称:盛土規制法)が、令和5年5月26日に施行されました。

熊本県では、令和4年より盛土規制法第4条第1項に基づく規制区域の指定に向けた調査を実施しており、 この度、規制区域(案)を作成しました。

2 法の概要

宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を「宅地造成等工事規制区域(第10条第1項)」及び「特定盛土等規制区域(第26条第1項)」として指定します。 規制区域内で行われる一定の盛土等の行為は、許可及び届出の対象となります。



3 熊本県の規制区域

盛土等に伴う災害から人命を守るため、国が示した基本的な方針及び基礎調査実施要領(規制区域指定編)に基づき、規制区域の検討を進めてきました。

その結果、県内全ての地域(盛土規制法に伴う造成宅地防災地域を除く)を「宅地造成等工事規制区域」 若しくは「特定盛土等規制区域」として指定する予定です。

なお、熊本市内の区域については、熊本市が指定します。

4 規制区域の指定予定日

令和7年4月1日